

福島県建築文化賞審査委員会 傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 傍聴を希望される方は、12時10分から13時の間に氏名、住所を所定の用紙に記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますが、会場の広さの制約がございますので、傍聴者が多数の場合、入室をお断りすることがあります。

2 傍聴に当たって守るべき事項

委員会を傍聴されるに当たっては、次の事項を守ってください。

- ア 委員会開催中は、静粛に傍聴すること。
- イ のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- ウ 委員会における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- エ 談話をし、又は騒ぎ立てるなど委員会の妨害となるような行為をしないこと。
- オ 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- カ 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、事務局の許可を得た場合は、この限りでない。
- キ その他委員会の議事運営に支障となる行為をしないこと。

3 委員会の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は係員の指示に従ってください。
御不明な点は係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 委員会中、会場の秩序維持ができなくなった場合、及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、委員会を途中で非公開とする場合があります。